

公 告

令和 8 年度桜井市液晶ディスプレイ式に係る調達の入札を実施するにあたり、一般競争入札最低価格落札方式による事業者選定を行うため、別途入札説明書および仕様書等のおり参加事業者を募集する旨公告します。

令和 8 年 5 月 27 日

桜井市長 松 井 正 剛

1 入札に付する調達の内容

(1) 入札物件名

令和 8 年度桜井市液晶ディスプレイ式に係る調達

(2) 入札物件の数量および特質

- | | |
|------------|--------|
| ① 液晶ディスプレイ | 数量：121 |
| ② キーボード | 数量：73 |

詳細は「入札仕様書」による

(3) 納入期間

契約締結日から令和 8 年 9 月 30 日までの間

(4) 納入場所

桜井市役所敷地内の施設のうち、契約締結後に別途指示する場所とする。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件を満たす事業者であること。

- (1) 奈良県知事又は桜井市長から業務等に関し指名停止を受けている者ではないこと。
- (2) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (3) 経営不振の状態(会社更生法【平成 14 年法律第 154 号】第 17 条第 1 項の規定により、更生手続き開始の申し立てをしたとき、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条第 1 項の規定に基づき、再生手続き開始の申し立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等をいう。)にないこと。ただし、同法に基づく再生手続き開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続き開始の申し立てをしなかった者又は申し立てがされなかったものとみなす。
- (4) 国税又は桜井市税に滞納がないこと。
- (5) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団および同条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。
- (6) 桜井市暴力団排除条例(平成 23 年条例第 21 条)第 2 条第 1 号若しくは第 2 号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (7) 本市の「令和 8 年度入札参加資格者名簿(物品購入・業務委託等)」において、営業種目

の「B 事務用品・事務機器」-「02 コンピュータ及び関連部品」に登録された事業者であること。

(8) 次の①～③に掲げる書類を令和 8 年 6 月 16 日(火)午後 5 時(必着・郵送可)までに、「10.事務局」に示す場所に提出した者で、かつ①の承認を受けた者。

- ① 適合規格承認申請書
- ② 実施体制届
- ③ 製品カタログ等

3 入札方法

- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された総額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(ただし、当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から消費税および地方消費税を除いた額を入札書に記載してください。
- (2) 入札者は、所定の入札書を作成し、封をした上、所定の場所および日時に入札してください。
- (3) 代理人をもって入札する場合は、その委任状を入札と同時に提出してください。
- (4) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。
- (5) 再度入札(2 回目)においても予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、2 回の入札を通じて最低の価格をもって有効な入札を行った者と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号に基づく随意契約に準じた協議を行うことがあります。

4 入開札の日時および場所

令和 8 年 6 月 23 日(火)午後 2 時 30 分

〒633-8585

奈良県桜井市大字粟殿 432-1 桜井市 本庁舎 3 階 入札室

5 補足

- (1) 契約手続において使用する言語および通貨
日本語および日本国通貨とします。
- (2) 入札保証金
免除します。
- (3) 契約保証金
契約の相手方は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。ただし、桜井市の契約規則の契約保証金免除項目に該当する場合は免除される場合があります。

6 入札の無効

次に掲げる(1)～(10)までのいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1)この公告および入札説明書に示した競争入札参加資格のない者の入札。
- (2)指定の期日までに必要書類の提出がなかった者の入札
- (3)指定の入札日時までに到達しなかった者の入札
- (4)入札書記載の金額を加除訂正した入札
- (5)伝送をもって送付してきた入札
- (6)入札書に記名押印を欠く入札
- (7)入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
- (8)同一入札者がなした同一事項についての2以上の入札
- (9)入札に際して公正な入札の執行を妨害する行為があったと認められる入札
- (10)その他、入札に関する条件に違反した入札

7 落札者の決定方法

- (1)予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。
- (2)落札者となるべき同金額の入札者が2以上ある場合は、直ちに「くじ」で落札者を決定します。

8 契約の締結および契約書作成の要否

- (1)落札者と桜井市による物品売買契約の締結を要します。なお、契約書作成に要する費用については、落札者による負担とします。
- (2)落札者は、桜井市契約規則第23条第1項の規定に基づき、落札の日から遅滞なく契約を締結するものとします。
- (3)落札者は、契約書に金額内訳明細書を添付することを要します。

9 その他

詳細は、入札説明書によります。

10 事務局

〒633-8585

奈良県桜井市大字粟殿432番地の1

桜井市 総務部 イノベーション推進室 本庁舎3階

電話:0744-42-9111(内線1621,1622)